

Q.

「定住者」の在留資格で、名古屋市で長い間、働きながら生活しています。

今年、在留資格の期間を延ばすための手数料が大きく値上げされると聞いているので、母国のブラジルに帰ることも考えています。その場合、税金の支払いはどうなるのでしょうか？

また、日本にはどのような税金があるのか教えてください。

A.

日本に住んでいる外国人も、日本人と同じように税金を払います。日本の税金は、大きく分けて 2 つあります。

	税金の種類	どこに払う？	主な税金
①	国税 (Koku-zē)	国 → 税務署 (Zēmusho)	所得税 (Shotoku-zē) や消費税 (Shōhi-zē) など
②	地方税 (Chihō-zē)	都道府県・市区町村 → 区役所や銀行など	住民税 (Jūmin-zē) や自動車税 (Jidōsha-zē)

ここでは、主な税金の説明と、日本から出国する時の税金の手続きについて説明します。

● 所得税 (Shotoku-zē)

所得税は、働いて得た給料や、事業で得た収入などにかかる税金です。

会社で働いている人 (会社員など) と、自分で仕事をしている人 (自営業や、フリーランスの人) では、税金を払う方法が違います。

A) 会社などで働いている場合 (会社員など)

ほとんどの会社員の場合、以下のとおりです (例外もあります)

- 毎月、会社が会社員の給料から所得税を差し引いて、本人に代わって国に払います (「源泉徴収 (Gensen Chōshū)」)。
- 年末に、会社が「年末調整 (Nenmatsu Chōsē)」をします。これは、毎月払っている所得税を年間単位でみた場合に正しい金額にする手続きです。そのため、会社員が自分で「確定申告 (Kakutē Shinkoku)」をする必要はありません。ただし、たとえば 2 か所以上の会社から給料をもらっている場合や、その他のケースでは、確定申告が必要になることがあります。確定申告をする必要があるかないかは、税務署に確認しましょう。

B) 自分で仕事をしている場合 (自営業やフリーランスの人)

- 原則、自分で所得を計算し、税務署に「確定申告」をして所得税を支払います。
- これは、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に得たすべての所得と、それに対する税金を計算して国 (税務署) に報告する手続きです。

詳しくは、国税庁のホームページを確認してください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

●住民税 (Jūmin-zē)

住民税は、毎年1月1日に日本に住所があり、前の年に所得があった人などにかかる税金です。

住民税は、県民税（愛知県に払う税金）と市民税（名古屋市に払う税金）に分けられますが、その二つをあわせて名古屋市に払います。住民税の金額は、前の年（1月～12月）の所得の金額などをもとに計算されます。

例)

- ・2025年1月1日に名古屋市中区に住んでいた。
- ・2025年6月1日から現在（2026年9月）まで、名古屋市中村区で暮らしている。

↓

- ・「2026年度の住民税額」は、2025年1月～12月の所得をもとに計算します。
- ・「2026年度の住民税額」の支払先は、2026年1月1日に住んでいた市区町村です。

よって、この場合は名古屋市に「2026年度の住民税」を支払います。

中村区を担当する市税事務所で手続きします。

A) 会社などで働いている場合（会社員など）

この金額が原則として2026年6月から2027年5月まで、毎月の給料から住民税が引かれます。

B) 自分で仕事をしている場合（自営業やフリーランスの人）

納付書が中村区から届くので、原則として2026年6月、8月、10月、2027年1月の4回に分けて支払います。

外国人向けの個人の住民税の制度についての説明は、以下のホームページで見ることが出来ます。

★総務省ホームページ→ <https://qr.paps.jp/WvnUM>

★母国に帰国するときの税金の手続きについて★

母国に帰国予定があり、日本に住所がなくなる場合は、出国前に、必要な税金の手続きを確認しましょう。

税金を払う手続きや、払いすぎた税金が戻ってくる手続きが必要になる場合があります。

特に注意が必要なのが、所得税と住民税です。

【所得税の手続き】

確定申告が必要な人が日本を出国する場合は、「納税管理人 (Nōzē Kanri-nin)」を決めるか、日本出国前に税務署 (Zēmusho) で確定申告 (Kakutē Shinkoku) をする必要があります。

※ただし、会社員の人で、出国する前に勤務先が年末調整 (Nenmatsu Chōsē) をしてくれる場合などは、確定申告をする必要はありません。会社員の人は、まずは勤務先の担当者によく確認をしましょう。

A) 「納税管理人」を決める場合

→ 出国までに確定申告の手続きができない場合や、出国後も税金の手続きが必要になる場合は、日本にいる人を「納税管理人」に決めることができます。

納税管理人は、自分の代わりに税務署への書類の提出や税金の支払いなどの手続きをします。

※納税管理人になれるのは、原則として、日本国内に住所がある人のみです。

B) 「納税管理人」を決めない場合

→ 原則として、出国する日までに自分で確定申告をして、税金を支払います。

※日本を出国した後も、日本の所得税の手続きや支払いが必要になる場合もあります。自分がどのような手続きをする必要があるかは、必ずお住まいの地域を担当する税務署に確認してください。

【住民税の手続き(名古屋市の場合)】

出国時にまだ支払っていない住民税がある場合は、次のどちらかの方法で市税事務所(Shizējimusho)に相談・手続きをする必要があります。

A)「納税管理人」を決める場合

→ 出国後も住民税の支払いが残る場合は、日本にいる人を「納税管理人」に決めることができます。

納税管理人は、本人の代わりに、市税事務所から届く書類を受け取ったり、税金を支払ったりします。

※納税管理人になれるのは、原則として、日本国内に住所がある人のみです。

B) 出国する前に住民税を支払う場合

→ 出国する前に、まだ支払っていない住民税をまとめて支払うことができる場合があります。

会社員の人で、給料から住民税を引かれている人は、出国するまでに勤務先が残りの住民税を給料からまとめて引いてもらえるか確認してください。

納付書で住民税を支払っている人は、出国する前に、1月1日に住んでいた区を担当する市税事務所に相談してください。

※ 出国の時期によっては、住民税をまとめて支払えない場合もあるため、必ず確認してください。

★大切なこと

日本を出国しても、税金の支払いがなくなるとは限りません。

出国する前に、所得税については税務署、住民税については 1月1日に住んでいた区を担当する市税事務所に、自分に必要な手続きを早めに確認してください。

★その他の主な税金

【自動車税】

毎年4月1日現在、普通自動車(軽自動車・オートバイ等を含まない)などを持っている人にかかる都道府県税です。県税事務所から納税通知書が届いたら、期限までに銀行、コンビニなどで納めます。

【軽自動車税】

毎年4月1日現在、軽自動車やオートバイなどを持っている人にかかる市区町村税です。

市区町村役場から納税通知書が届いたら期限までに銀行、コンビニなどで納めます。

【固定資産税】

毎年1月1日現在、土地や家屋等を持っている人にかかる市町村税です。通知書が届いたら払います。

【不動産取得税】

土地や家屋を取得した時にかかる都道府県税です。通知書が届いたら払います。

【消費税】

物を買ったり、サービスの提供を受けた時にその物の価格や受けたサービスの価格に対して、標準税率10%または軽減税率8%がかかります。※消費税には、国の「消費税」と地方の「地方消費税」が含まれています。